

南種子町地域防災計画

令和3年3月



南種子町防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 節	計画の目的及び構成	1-1
第 2 節	計画の理念	1-2
第 3 節	防災の基本方針	1-4
第 4 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-6
第 5 節	南種子町の地勢	1-11
第 6 節	災害の想定	1-12

第 2 編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防

〈災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害の防止対策	2-1-1
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策	2-1-3
第 3 節	防災構造化の推進	2-1-4
第 4 節	建築物災害の防止対策	2-1-5
第 5 節	ライフライン施設等の機能確保	2-1-6
第 6 節	防災研究の推進	2-1-7

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	2-1-8
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	2-1-10
第 9 節	消防体制の整備	2-1-11
第 10 節	避難体制の整備	2-1-12
第 11 節	救急・救助体制の整備	2-1-18
第 12 節	交通確保体制の整備	2-1-19
第 13 節	輸送体制の整備	2-1-21
第 14 節	医療体制の整備	2-1-22
第 15 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	2-1-24

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	2-1-27
第 17 節	防災訓練の効果的実施	2-1-30
第 18 節	自主防災組織の育成強化	2-1-32
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	2-1-34
第 20 節	企業防災の推進	2-1-36
第 21 節	要配慮者の安全確保	2-1-37

第2章 災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	2-2-1
第2節	情報伝達体制の確立	2-2-11
第3節	災害救助法の適用及び運用	2-2-13
第4節	広域応援体制	2-2-15
第5節	自衛隊の災害派遣要請	2-2-16
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	2-2-20
第7節	ボランティアとの連携等	2-2-22

〈警戒避難期の応急対策〉

第8節	気象警報等の収集・伝達	2-2-23
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	2-2-25
第10節	広報	2-2-31
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	2-2-34
第12節	消防活動	2-2-36
第13節	避難の勧告・指示、誘導	2-2-37
第14節	救急・救助	2-2-45
第15節	交通の確保及び規制	2-2-46
第16節	緊急輸送	2-2-49
第17節	緊急医療	2-2-52
第18節	要配慮者への緊急支援	2-2-55

〈事態安定期の応急対策〉

第19節	避難所の運営	2-2-58
第20節	食糧の供給	2-2-60
第21節	給水	2-2-62
第22節	生活必需品の給与	2-2-63
第23節	医療	2-2-66
第24節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	2-2-68
第25節	動物保護対策	2-2-70
第26節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	2-2-71
第27節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	2-2-74
第28節	住宅の供給確保	2-2-77
第29節	文教対策	2-2-79
第30節	義援金・義援物資等の取扱い	2-2-82
第31節	農林水産業災害の応急対策	2-2-83

〈社会基盤の応急対策〉

第32節	電力施設の応急対策	2-2-85
第33節	ガス施設の応急対策	2-2-86
第34節	上水道施設の応急対策	2-2-88
第35節	電気通信施設の応急対策	2-2-89
第36節	道路・河川等公共施設の応急対策	2-2-90

第3章 特殊災害対策

第1節 海上災害等対策	2-3-1
第2節 道路事故対策	2-3-4
第3節 危険物等災害対策	2-3-6
第4節 林野火災対策	2-3-10

第4章 災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	2-4-1
第2節 激甚災害の指定	2-4-3

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第3節 被災者の生活確保	2-4-4
第4節 被災者への融資措置	2-4-7

第3編 地震災害対策編

第1章 地震災害予防

〈地震災害に強い施設等の整備〉

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策	3-1-1
第2節 防災構造化の推進	3-1-2
第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	3-1-2
第4節 施設等の災害防止対策の推進	3-1-3
第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	3-1-4
第6節 地震防災研究の推進	3-1-5

〈迅速かつ円滑な震災応急対策への備え〉

第7節 防災組織の整備	3-1-6
第8節 通信・広報体制（機器等）の整備	3-1-6
第9節 消防体制の整備	3-1-6
第10節 避難体制の整備	3-1-6
第11節 救急・救助体制の整備	3-1-7
第12節 交通確保体制の整備	3-1-8
第13節 輸送体制の整備	3-1-8
第14節 医療体制の整備	3-1-8
第15節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	3-1-8

〈住民の防災活動の促進〉

第16節 防災知識の普及・啓発	3-1-9
第17節 防災訓練の効果的実施	3-1-9
第18節 自主防災組織の育成強化	3-1-9
第19節 防災ボランティアの育成強化	3-1-10
第20節 企業防災の促進	3-1-10
第21節 要配慮者の安全確保	3-1-10

第2章 地震災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	3-2-1
第2節	情報伝達体制の確立	3-2-1
第3節	災害救助法の適用及び運用	3-2-2
第4節	広域応援体制	3-2-2
第5節	自衛隊の災害派遣要請	3-2-2
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	3-2-2
第7節	ボランティアとの連携等	3-2-3

〈初動期の応急対策〉

第8節	地震情報等の収集・伝達	3-2-4
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2-5
第10節	広報	3-2-6
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	3-2-8
第12節	消防活動	3-2-9
第13節	避難の勧告・指示、誘導	3-2-9
第14節	救急・救助	3-2-10
第15節	交通の確保及び規制	3-2-10
第16節	緊急輸送	3-2-10
第17節	緊急医療	3-2-10
第18節	要配慮者への緊急支援	3-2-10

〈事態安定期の応急対策〉

第19節	避難所の運営	3-2-11
第20節	食糧の供給	3-2-11
第21節	給水	3-2-11
第22節	生活必需品の給与	3-2-11
第23節	医療	3-2-12
第24節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	3-2-12
第25節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-2-12
第26節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	3-2-12
第27節	住宅の供給確保	3-2-13
第28節	文教対策	3-2-13
第29節	義援金・義援物資等の取扱い	3-2-13

〈社会基盤の応急対策〉

第30節	電力施設の応急対策	3-2-14
第31節	ガス施設の応急対策	3-2-14
第32節	上水道施設の応急対策	3-2-14
第33節	電気通信施設の応急対策	3-2-14
第34節	道路・河川等公共施設の応急対策	3-2-15

第3章 地震災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	3-3-1
第2節	激甚災害の指定	3-3-1

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第3節 被災者の生活確保	3-3-2
第4節 被災者への融資措置	3-3-2

第4編 津波災害対策編

第1章 津波災害予防

〈津波災害予防の基本的な考え方〉

第1節 総合的な津波対策のための基本的な考え方	4-1-1
第2節 過去に遡った津波の想定	4-1-1
第3節 津波想定に係る留意点	4-1-1

〈災害に強い地域づくり〉

第4節 津波災害防止対策の推進	4-1-3
第5節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	4-1-6
第6節 防災構造化の推進	4-1-7
第7節 建築物災害の防止対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)	4-1-7
第8節 公共施設の災害防止対策の推進	4-1-8
第9節 危険物災害等の防止対策の推進	4-1-8
第10節 津波防災研究等の推進	4-1-8

〈迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え〉

第11節 防災組織の整備	4-1-9
第12節 通信・広報体制(機器等)の整備	4-1-9
第13節 津波等観測体制の整備	4-1-9
第14節 消防体制の整備	4-1-10
第15節 避難体制の整備	4-1-10
第16節 救助・救急体制の整備	4-1-13
第17節 交通確保体制の整備	4-1-14
第18節 輸送体制の整備	4-1-14
第19節 医療体制の整備	4-1-14
第20節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	4-1-14

〈住民の防災活動の推進〉

第21節 防災知識の普及・啓発	4-1-15
第22節 防災訓練の効果的実施	4-1-16
第23節 自主防災組織の育成形成	4-1-16
第24節 防災ボランティアの育成強化	4-1-17
第25節 企業防災の推進	4-1-17
第26節 要配慮者の安全確保	4-1-17

第2章 津波災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	4-2-1
第2節 情報伝達体制の確立	4-2-2
第3節 災害救助法の適用及び運用	4-2-2

第4節	広域応援体制	4-2-2
第5節	自衛隊の災害派遣要請	4-2-2
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	4-2-3
第7節	ボランティアとの連携等	4-2-3

〈初動期の応急対策〉

第8節	津波警報・津波情報等の収集・伝達	4-2-4
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	4-2-11
第10節	広報	4-2-11
第11節	消防活動	4-2-13
第12節	避難の勧告・指示、誘導	4-2-14
第13節	救急・救助	4-2-15
第14節	交通の確保及び規制	4-2-15
第15節	緊急輸送	4-2-15
第16節	緊急医療	4-2-16
第17節	要配慮者への緊急支援	4-2-16

〈事態安定期の応急対策〉

第18節	避難所の運営	4-2-17
第19節	食糧の供給	4-2-17
第20節	給水	4-2-17
第21節	生活必需品の給与	4-2-18
第22節	医療	4-2-18
第23節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	4-2-18
第24節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	4-2-18
第25節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	4-2-19
第26節	住宅の供給確保	4-2-19
第27節	文教対策	4-2-19
第28節	義援金・義援物資等の取扱い	4-2-19

〈社会基盤の応急対策〉

第29節	電力施設の応急対策	4-2-20
第30節	ガス施設の応急対策	4-2-20
第31節	上水道施設の応急対策	4-2-20
第32節	電気通信施設の応急対策	4-2-20
第33節	道路・河川等公共施設の応急対策	4-2-21

第3章 津波災害復旧・復興

第1節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	4-3-1
第2節	迅速な現状復旧の進め方	4-3-1
第3節	計画的な復興の進め方	4-3-3
第4節	被災者等の生活再建等の支援	4-3-3
第5節	被災者への融資措置	4-3-4

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

- 第1節 推進計画の目的……………5-1-1
- 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別地域……………5-1-1
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱……………5-1-1
- 第4節 南海トラフ地震の想定……………5-1-1

第2章 関係者との連絡協力の確保

- 第1節 資機材、人員等の配備手配……………5-2-1
- 第2節 他機関に対する応援要請……………5-2-1
- 第3節 帰宅困難者への対応……………5-2-1

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1節 津波からの防護……………5-3-1
- 第2節 津波に関する情報の伝達等……………5-3-1
- 第3節 避難指示等の発令基準……………5-3-1
- 第4節 避難対策等……………5-3-2
- 第5節 消防機関等の活動……………5-3-3
- 第6節 水道，電気，ガス，通信および放送関係……………5-3-4
- 第7節 交通対策……………5-3-4
- 第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策……………5-3-5
- 第9節 迅速な救助……………5-3-5

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 第1節 基本的方針……………5-4-1
- 第2節 平時における対策……………5-4-4
- 第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応……………5-4-4
- 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表された場合の対応……………5-4-5
- 第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応……………5-4-10

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……………5-5-1

第6章 防災訓練計画……………5-6-1

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 第1節 町職員に対する教育……………5-7-1
- 第2節 地域住民等に対する教育……………5-7-1
- 第3節 相談窓口の設置……………5-7-2

※資料編（別冊）